

税金がかからない保険金等収入

個人が受け取る保険金収入や損害賠償金収入等のうち、所得税法上非課税のものがあります。そこで今回はその概要と留意すべき事項についてまとめてみました。

1. 身体の傷害に起因して支払いを受ける保険金

個人が受け取る交通事故など不慮の事故により受けとる保険金などは、非課税となります。但し、死亡保険金は対象外となり、相続税や贈与税又は「一時所得」の対象となります。なお、「医療費控除」の計算上、かかった医療費からその補填を目的として受け取った保険金等は差し引きしなければなりません(以下2.3.5も同じ)。

2. 疾病により重度障害となった場合の保険金

個人が受け取る高度障害保険金等、入院給付金などは非課税となります。

3. 心身に加えられた損害について受け取る慰謝料・損害賠償金

個人が事故の加害者などから受け取る慰謝料や損害賠償金、又は、損害に起因して勤務・業務に従事することができなくなったことによる給与や収益の補償として受け取るもの(所得補償保険金含む)は非課税となります。

4. 損害保険契約に基づく保険金等や加害者から受け取る損害賠償金で、資産の損害に起因して支払いを受けるもの

代表的なものとして、自動車の車両保険や家屋の火災保険、盗難保険などがあります。

(留意事項)

- (1) 業務上の商品などの損失について支払いを受ける場合は課税となり、業務用建物や機械などの固定資産について受け取る場合は、必要経費から差し引きしなければなりません(以下5も同じ)。
- (2) 業務用以外の資産について受け取った場合、「雑損控除」の計算上受け取った金額は損失から差し引きしなければなりません。
- (3) 損害保険の満期返戻金や解約返戻金は「一時所得」として課税対象となります。

5. 心身や資産に加えられた損害について支払いを受ける見舞金

社会通念上ふさわしい金額は非課税となります。

(留意事項)

法人が役員の入院などに際して支払う金額の妥当性がよく問題になります。保険金受取人が法人であれば、受け取った保険金は課税対象となることから、ほぼ同額を「見舞金」として損金算入する事例も多いのですが、法人の保険金受け取りと個人への見舞金支払いは別個の問題で、過去の国税不服審判所の裁決では、オーナーに対する見舞金は「入院1回当たり5万円が相当」との判断もあり、それを超える金額は「役員賞与」として法人は損金不算入及び受け取った個人は給与課税されました。

そこで、法人契約の生命保険で、傷害特約等をつける場合は、保険金受取人を役員又は使用人にし、特約に対する保険料は給与(源泉所得税の対象)として損金算入するようになれば、保険金は法人を径由せず直接個人に支払われますので非課税となります。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようお願いいたします。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail : nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

西野会計事務所

検索

